

ICJにおける「管轄権の範囲」の概念

——フォーラムプロロガートゥムが示した問題——

内ヶ崎 善英

- 1 問題の背景
- 2 司法共助事件
- 3 個別意見と宣言
- 4 判例法
- 5 判決の論理
- 6 ICJ訴訟法における用語法

1 問題の背景

国際法には、実体法と手続法の区別がないといわれてきた¹⁾。この主張は、今日でもほぼ正しい。国際法体系全体を考えれば、実体法と手続法の区別は存在していない。しかし、国際社会における裁判による紛争解決手続は着々と発展し、現在、国際司法裁判所（以下、ICJ）と常設仲裁裁判所の他に、国際海洋法裁判所や国際刑事裁判所が活動しており、他にも、裁判機能を果たしている司法的機関が存在している。これらのそれぞれにおいては、訴訟上の必要性から手続法が発達してきた。

ICJでは、裁判所規程と裁判所規則、ICJ自身が発達させたプラクティス

1) *Rosenne's Law and Practice of the International Court 1920-2015, vol. 3, Jurisdiction*, 5th ed., at p. 1047

によって手続上の問題を処理しているため、時に手続法上の問題についてクリアな結論を示すことができない場合も生じる。

本稿の主題となるフォーラムプロロガートゥムは、「応訴管轄」の訳語が与えられている手続であるが、強制管轄権を持たないICJに当事国が一方的に紛争を付託した際、相手当事国が管轄権に関して異議を唱えず、明示で合意すれば、あるいは明示の合意を表明せぬまま訴訟遂行に加われれば自動的にICJの管轄権が生じるというものである²⁾。但し、明文の条文根拠は存在しなかったため、常設国際司法裁判所時代には、フォーラムプロロガートゥムによる提訴に否定的な意見もあった。基本的には、裁判所規程36条1項の「裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国際連合憲章又は現行諸条約に特に規定するすべての事項に及ぶ。」との一般的規定から、付託合意の形式には制限がないためフォーラムプロロガートゥムの場合も合意が成立していることを根拠に付託が認められてきた。この場合、応訴国から「管轄権を認める」といった明示の意思表示がなくとも、ICJの手続に参加するという行為だけで、管轄権を認める黙示の意思表示があると考えられてきた。

常設国際司法裁判所では、フォーラムプロロガートゥムを排除すべきとの意見もあったが、討議の結果、同裁判所規則32条2項に「できる限り」の一語を加え、「提訴国は、裁判所の管轄権を基礎づける規定をできる限り特定しなければならない」と条文をあらためた経緯がある³⁾。

ICJはこの方式を受け継いだ。1978年の裁判所規則改正の際に、38条2項を「訴状には、裁判所の管轄権の基礎となるべき法的根拠をできる限り明確に記載する。」と改めた⁴⁾。さらに、同条5項も改正し、次のような条文とした。

2) フォーラムプロロガートゥムの形成過程と機能に関しては、杉原高嶺『国際裁判の研究』1985年、有斐閣、pp. 1-71。

3) *Id.*, pp. 13-16

4) 本稿では、Application を「訴状」、claim を「請求」と訳し分ける。また、

「原告国が、訴状の相手国がまだ与えていない同意又は表明されていない同意に裁判所の管轄権を基礎づけようとする場合には、その訴状は、当該相手国に送付される。ただし、訴状の相手国が当該事件のための裁判所の管轄権に同意するまでは、その訴状を総件名簿に記載してはならず、また、手続上いかなる措置もとってはならない。」

以前には明らかに管轄権の根拠を欠く提訴も総件名簿に記載され、総件名簿から削除するにはICJ自身の決定が必要であった。フォーラムプロロガートゥムに関する明文の規定がなかったために、このような問題も生じていた。ICJによれば、「この修正の目的は、健全な司法運営を規律する規則を害することなく、事件を扱う裁判所の管轄権をもう一方の国がまだ表明していないあるいは与えていない合意に基づかせようと企てる国家に、その請求を記載し、かつ、裁判所がそれを扱うことに合意するよう後者に勧奨する訴状を提出することを許すためである。」⁵⁾ こうして改正された38条5項はフォーラムプロロガートゥムを認める最小限の規定となっている。

このように、わずかな明文の規定から運用されているフォーラムプロロガートゥムであるが、ICJの管轄権に関する事前の同意が存在しない場合の対処法としては、大きな可能性を内包する制度である。

これまでにフォーラムプロロガートゥムが用いられたことは少なく、数えるほどの事例しかない。そのため、フォーラムプロロガートゥムに関する手続法は慣行上も未熟なままにとどまり、他の方式による付託の場合に

この改正まで同項は、「提訴者が裁判所の管轄権を基礎づける規定もできる限り明確に記載しなければならない。」となっていた。この表現では、1項規定の紛争の主題にも「できる限り」がかかってしまうかのように見えることが改正の理由である。

5) *Certain Questions of Mutual Assistance in Criminal Matters (Djibouti v. France)*, Judgment, I.C.J. Reports 2008, pp. 177-247 (以下, I.C.J. Reports 2008), at p. 204, para. 63

適用されるICJのプラクティスを適用してよいかどうかが議論されることとなる。とくに混乱が大きかったのは、ジブチがフランスに対して提起した2008年の事件であり、この事件が裁判所規則38条5項によってICJに付託された最初の事例となった。

ジブチの請求は、問題となった刑事事件の捜査資料の引渡しに収斂されるはずであるが、感情的問題からかジブチの請求は他の主張と混じり合っている点が本件を理解しにくいものとしている。まず、事実の経過を見てみよう。

2 司法共助事件

(1) 事実の概要

1995年10月19日、フランス国籍でジブチの司法大臣の技術顧問として派遣されていたベルナルド・ボレル氏のまる焦げになった遺体がジブチ市から80kmのところで見つめられた。ボレル氏の死についてはいくつか不明の点もあったが、ジブチ共和国の司法長官は、1996年2月28日に司法捜査を開始し、自殺との結論に至り、2003年12月7日に捜査を終了した。

フランスでは、同氏の死に関する司法捜査が開始され、これ以降、同事件に対するフランスとジブチの対応は対照的なものとなる。ジブチ政府は、自殺として処理しようとしていたのに対し、ボレル氏の遺族とフランスのマスメディアは、ボレル氏が殺害され、しかもその殺害にジブチ大統領（当時）が関与していたとの疑いを持っていた。フランスにおける報道の論調はかなり激しいものとなり、ジブチ外相はフランス外相にこの点に関して苦情を伝えている。ジブチ側は、事件の再捜査を行うとして、フランス側に事件の捜査記録（以下、ボレルファイル）の提供を要請した。フランスとジブチの間には、1986年9月27日に締結された「刑事事件に関する相互共助条約（以下、86年条約）」があり、同条約に基づく要請であった。当初、ジブチ側のフランスに対する要請は、86年条約に規定された手続と一致し

ないものであったため、フランス側はこれを拒否したが、後に規定通りの手続を踏んだ要請が行われた。

86年条約2条C項には、防衛機密に関する例外規定が置かれており、フランスの担当裁判官（クレメント裁判官）は、ボレルファイルには防衛機密が含まれており、これをジブチに引き渡すことはできないと決定した。この決定は、フランス政府からジブチ政府に伝えられた。

ジブチは、フランスの植民地であった国であり、独立を達成した後もフランスと強い結びつきを有しており、フランス側は時にジブチの主権を軽んじるような態度をとっていることがジブチの感情的対応を招く原因の一つとなっている。

クレメント裁判官は、引き続きボレル事件の捜査を進め、2005年5月、ジブチのゲレ大統領に対して証人召喚状を発行した。当時、ゲレ大統領はパリを公式訪問中であり、クレメント判事は、パリのジブチ大使館に直接この召喚状を送った。フランスの刑事訴訟法は、こういった場合にフランス外相の仲介によって相手国に送られることを規定しており、同召喚状は、フランス刑事訴訟法に照らして無効なものであった。召喚状はフランス外相に伝えられたが、そのわずか20分後にはAFP通信に送られており、ジブチ側の怒りを煽る結果となった。ゲレ大統領は、召喚状に応じなかった。2006年1月にジブチがICJに訴状を提出し、同年7月、フランスが受諾状を送付。その後2007年2月、あらためて召喚状が正規の手続を踏んで、ジブチ側に伝えられたが、やはりゲレ大統領は応じなかった。

さらに、偽証教唆に関するフランスでの別の司法手続において、召喚状がジブチの二人の上級官僚に対して発行された。ボレル氏死亡時に大統領警護隊隊員であった者が、ボレル氏の死亡にゲレ氏（大統領就任前）が関わっていたとの証言を行い、後にこれを撤回したのであるが、当時のジブチ共和国司法長官とジブチの安全保障長官の二人が、証言を撤回させるためにさまざまな圧力を加えたとの疑いで告発された事件である。両名とも召喚状に応じなかったため、2006年9月、ヴェルサイユ控訴院は、両名

に対して欧州逮捕状を発行した。

フランスがボレルファイルの提供を拒否したため、ジブチは、86年条約違反を理由にICJに訴状を提出した。両国間にはICJの管轄権を確立する合意が存在しなかったため、ジブチは、ICJの管轄権を裁判所規則38条5項に基づけようと試み、2006年7月25日の書簡によってフランスは、これを受諾したのだが、この二つの書面によって両国間で成立した合意の範囲に大きな問題がある。

フォーラムプロロガートゥムによって管轄権が成立する場合には、特別協定による場合と異なり、両国ともに署名した共通の付託合意文書がない。付託合意文書である特別協定がある場合には、その文面に両国とも合意しているため、特別協定の文言に依拠することが可能である。これに対し、フォーラムプロロガートゥムの場合には、単一の合意文書がないため、訴状と受諾状という二通の文書に共通の文言を探るという作業が必要となる。受諾状は、訴状に示された管轄権の範囲を限定することができるので、訴状と受諾状の双方にオーバーラップする部分が管轄権の基礎となりうる。

ジブチの訴状とフランスの受諾状の双方を精密に検討してみよう。

(2) 管轄権の基礎

ジブチの訴状は、いささか長く、かつ整理されていないものである。フランスの受諾状の主たる部分は以下の通りである。

「(裁判所規則) 38条5項のみに、基づきかつ従って、フランスは訴状を受理する裁判所の管轄権に同意することをお伝えする栄に浴するものである。

裁判所の管轄権に対するこの合意は、38条5項の意味における事件のためだけにのみ、すなわち、訴状の主題を構成する紛争に関して、かつ、ジブチ共和国がそこに定式化した請求の厳密な範囲内でのみ効力を有する。」⁶⁾

6) *Id.*, at p. 209, para. 77

ここでフランスは、①38条5項による管轄権にのみ、②訴状の主題を構成する紛争についてのみ、③ジブチが定式化した請求の範囲でのみ、管轄権に同意している。重要なのは後二者で、ジブチが定式化した訴状の主題となる紛争についてのみ同意しているのである。よって、ジブチの訴状から「訴状の主題」を確定することがまず必要である。

ジブチは訴状の2節の「紛争の主題」と題された節で、「紛争の主題は、ボレル殺人事件の捜査に関する記録のジブチ司法当局への移送に関する国際依頼状をフランス政府とその司法当局が86年条約に違反して、かつ、その他のフランスのジブチに対する国際義務に違反して、拒否したことに関わっている。」と述べている。フランスは、この点を強調し、フランスが受諾した管轄権は、訴状2節に規定された紛争の主題に関してのみであると主張した。これに対してICJは、「紛争の主題を確定するという問題に関する限りでは、提訴国が紛争の主題とみなしているものを訴状のその題目の下で特定していることが実際望ましいが、それにもかかわらず、裁判所は訴状を全体として考察しなければならない」⁷⁾とした。さらにインド領通行権事件を引用して、「紛争の主題を決定しなければならないときに、裁判所は提訴国の定式化にとらわれる必要はない。」⁸⁾かくして、ICJは訴状の2節に限定することなく、ジブチの提起した紛争の主題を訴状全体の分析を通じて確認していく。

ジブチは、訴状の3節（法的根拠）と4節（請求の性質）において、ジブチ大統領等に対する召喚状の撤回と取り消しを求めている。

86年条約による国際依頼状に関する要請と、同条約規定の遵守の問題がICJの管轄権に服するという点については、両当事国間に争いが無い。問題は、ジブチの大統領とジブチ共和国司法長官及び国家安全保障局長に対する召喚状と、後者2名に対する逮捕状に関しては、問題が残る。かく

7) *Id.*, at p. 206, para. 67

8) *Id.*, at p. 207, para. 70

して、ICJはこれら3名に発せられた召喚状の問題について管轄権を有するかについて検討している。

フランスは、訴状2節にある「紛争の主題」に関してのみ管轄権を受諾したのだと主張する。しかし、フランスの受諾状にある文言は「訴状の主題」であり、通常、「訴状」の語は訴状全体を構成するものとして考えられるべきである。また、受諾状に「訴状の主題をなす紛争について、かつ、そこに定式化された請求の厳密な範囲内で」との一文を挿入することで、フランスは、ジブチが手続の後の段階で新しい請求を提出することを阻止しようとしたのであり、「ジブチが定式化した請求を十分に知っていたフランスは、受諾状を提出する際に訴状の主題をなす紛争のいくつかの側面をICJの管轄権から除外しようとはしなかったと裁判所は認定した。よって、2005年のジブチ大統領に対する召喚状と、2004-5年のジブチ官僚2名に対する召喚状については、裁判所は管轄権を有すると決定した。」⁹⁾

残る問題は、2007年にジブチ大統領に発せられた二通目の召喚状と、官僚2名に対する2006年の逮捕状であるが、これらはいずれも訴状及び受諾状の提出後に発生した出来事である。ジブチは、これらの出来事がICJの管轄権内に入ると主張し、「すべてが訴状中に規定された請求に関するものであり、同じ法的根拠に基づく」として、これらの違反は「単一の継続的な不法行為」を構成すると主張した¹⁰⁾。ICJは言う。「管轄権がフォーラムプロロガートゥムに基づくものであるとき、応訴国によって限定された合意の範囲に関しては細心の注意を払わねばならない。……逮捕状は、訴状提出日の後に発行されたものであり、訴状にはまったく言及されていない。訴状提出後の事実や出来事に管轄権を行使する際に裁判所は、これらの事実や出来事がすでに裁判所の管轄権内にある事実や出来事に関連するものであるかどうかを、また、これらの事実に関する検討が『紛争の性質』

9) *Id.*, at p. 210, para. 83

10) *Id.*, at p. 211, para. 85

を変質させるものであるかどうかを、確認する必要があると強調してきた。¹¹⁾

「これらの事件（訳注：1974年の漁業管轄権事件，ラグラン事件，ナウル燐鉱地事件，逮捕状事件）のいずれも，裁判所の管轄権はフォーラムプロロガートゥムに基礎づけられてはいない。本件では，フォーラムプロロガートゥムに基礎づけられており，これらの事後の要素が『訴状の宣言された主題を越える』かどうかは重要ではないと裁判所は考える。」「ジブチの上級官僚に発行された逮捕状に関する限りでは，裁判所の見解では疑いもなく，これらの逮捕状に関する請求に対する管轄権の問題が『継続性』と『関連性（connexite）』に関する判例法への依拠によって答えられるべきものではない。これらは，管轄権の時的管轄の限界を確定するのに有用な基準であるが，しかし，フランスは，2006年7月25日の書簡において裁判所の管轄権を時的管轄によって明瞭に受諾したのである。そこでは，フランスは，『当該事件のためにのみ』，すなわち『訴状の主題をなす紛争に関して，またジブチ共和国が訴状で定式化した請求の厳密な範囲内でのみ』その合意が有効であると明記している。

すでに述べたように，ジブチの訴状には逮捕状に関する請求は無い。逮捕状は召喚状を執行する手段として理解されうるが，それに関してフランスが裁判所の管轄権を黙示的に受諾したとみなすことのできない，新しい法的行為である。それゆえに，逮捕状に関する請求は，裁判所の物的管轄の範囲外にある事項に関するものである。この結論に到達して，裁判所は，これらの請求が訴状の時点で紛争中の問題から直接に派生していたかという質問に決定を下す必要は無い。」¹²⁾

こうしてICJは，2006年の逮捕状について，受諾状の提出後の出来事であり，受諾状の範囲外であるから管轄権に入らないとした。

11) *Id.*, at pp. 211-212, para. 87

12) *Id.*, at p. 212, para. 88

他方でICJは、「2007年2月14日にジブチ大統領に送られた召喚状は、形式に関しては修正されていたが、最初のもの繰り返しに過ぎなかった。したがって、その実質においては同じ召喚状であることが明らかである。」¹³⁾とした。もちろん、フランスの受諾状の文言によりICJの管轄権は制限されている。しかし、それには「時間的制限が含まれておらず、むしろ、ジブチの訴状に『定式化された請求』に関して裁判所の管轄権をフランスが受諾すると明記されている。」¹⁴⁾実質的に同じ召喚状であるので、ICJはこれを検討する管轄権を有するとした。

3 個別意見と宣言

訴状提出後の二つの出来事（大統領への二通目の召喚状と逮捕状の発行）がICJの管轄権の中に入るかどうか、この点について、裁判官達の理解は割れた。上述の通り、判決（多数派）は訴状提出後の出来事は管轄権内に入らないが、大統領への二通目の召喚状は一通目と同じものなので問題ないとするものである。これに対し、数人の裁判官は、訴状提出後の出来事に関してICJが作り上げてきたプラクティスである「継続性と関連性」の基準によるべきだと考えた。ランジェヴァ、コロマ、パラ・アレングレン、トムカ、ユスフ（アドホック裁判官）の5人の裁判官が個別意見を表明し、小和田、キース、スコトニコフ、ギョーム（アドホック裁判官）の4人の裁判官が宣言を付した。

これらのうち、キース判事¹⁵⁾とコロマ判事¹⁶⁾は、召喚状と逮捕状に言及

13) *Id.*, at p. 213, para. 91

14) *Id.*, at p. 213, para. 94

15) Declaration of Judge Keith, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 278-283 キース判事は、ICJの決定に賛成しつつも、ジブチの86年条約に基づくファイル引渡しの要請にフランスが応じなかったことが条約上の義務違反を構成するかどうかという論点についてのみ、ICJの理由付けに賛成できないとして、この点を詳細

していないが、他の判事は、何らかの意見表明を行っているので、これをつぶさに見ていきたい。

(1) 応訴状の厳格解釈を求める立場

(a) ランジェヴァ判事の個別意見

大統領への二通目の召喚状についてランジェヴァ判事は、一通目の召喚状がジブチによって無効だと主張され、フランスがこれを撤回した以上、一通目はもはや存在しないのであり、二通目の召喚状の対象が一通目と同じのものであっても、それらが一つのもので同じ召喚状だということにはならないと批判している¹⁷⁾。

また、同判事は、応訴国は訴状の範囲内で受諾していることを強調し、管轄権の範囲に関する判決の解釈は、応訴国の明示された意思を越えたものとなってしまったと結論している¹⁸⁾。

「分析してわかるのは、83節に示されたこのアプローチは紛争の原因と管轄権に対する合意の根拠との間で混乱している。フォーラムプロロガートゥムの目的にとっては、後者だけが考察に入れられるべきである。」¹⁹⁾

「管轄権に対する合意の根拠」を重視すべきという主張はその通りであるが、判決83節に示された裁判所の判断が紛争の原因と管轄権に対する合意との間で混乱しているという批判には、十分な論拠が示されていない。フランスが受諾した管轄権の範囲は、訴状の2節のみだとの主張なのであろう。

に論じている。召喚状や逮捕状の問題については触れていない。

16) Separate Opinion of Judge Koroma, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 252-257 コロマ判事の個別意見は、条約義務の違反があったかどうかには焦点を合わせており、管轄権に関する言及はない。

17) Separate Opinion of Judge Ranjeva, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 248-251, at pp. 249-250, paras.5-7

18) *Id.*, at pp. 250-251, para. 10

19) *Id.*, at p. 251, para. 11

(b) パラ・アラングレン判事の個別意見

パラ・アラングレン判事は、フランスの受諾状の文言を厳格に解釈し、ジブチの訴状の2節にある問題についてのみフランスは合意しているのだとする²⁰⁾。判決が引用しているインド領通行権事件は、本件と異なり、フォーラムプロロガートゥムによる付託ではないので適用できないとする²¹⁾。ボレルファイルの不引渡しについてしかフランスは同意していないと結論している。同判事の意見はもっぱらこの点にのみ向けられている。

(c) トムカ判事の個別意見

トムカ判事は、本件が国際依頼状の執行をフランスが拒否したことに關する事件であるとかくりかえし強調し、大統領と二人の上級官僚に対する免除に關する事件であるとは確信できないと述べている²²⁾。同判事は、訴状は曖昧であり、「提訴者が自身の曖昧さによって利益を得てはいけない。それゆえに訴状の詳細な表現には、より大きな重大性が付与されるべきであり、法的安全性にはそれが必要であると考え。」²³⁾と述べており、応訴者の利益に対する配慮を重視しているのであろう。つまり、ジブチの訴状の2節に管轄権を限定するべきと考えているようだ。

とくに、選択条項受諾宣言に対する解釈態度と、フォーラムプロロガートゥムの場合の解釈態度との相違について強調している。ICJが「裁判所は訴状を全体として考察しなければならない。」²⁴⁾としたり、また1998年の漁業管轄権事件（スペイン対カナダ、以下98年漁業管轄権事件²⁵⁾）での「紛争

20) Separate Opinion of Judge Parra-Aranguren, *I.C.J. Reports 2008*, at pp. 258-264

21) *Id.*, p. 261, para. 16

22) Separate Opinion of Judge Tomka, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 269-277, at p. 275, para. 25

23) *Id.*

24) *I.C.J. Reports 2008*, at p. 206, para. 67

25) *Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment, I.C.J. Reports, 1998*, pp. 432-469

の主題を決定するに際して提訴国による定式化に拘束されないのが裁判所の判例法である。」²⁶⁾との判決文を引用して訴状を広く解釈していることに対して批判的である²⁷⁾。「この判例法は、管轄権がフォーラムプロロゲートゥムに基づいて成立した場合にも適用できるのかを私は疑っている。」という²⁸⁾。

(2) 判例法の適用を求める立場

(a) 小和田判事の宣言

小和田判事は、たいへん明瞭な論旨で判決を批判している。「フォーラムプロロゲートゥムに基づいて裁判所が管轄権を行使するには、合意の要素が明示的であるか、あるいは国家の関連する行為から明瞭に推論されなければならない（判決62節）というのは正しいが、コルフ海峡事件のように裁判所が応訴国の行動から合意の要素を推論できる場合よりも、むしろ、本件のように応訴国からの書簡という書面で必要な合意の要素が表明されている状況においては、裁判所の任務は両国の選択条項受諾宣言に基づいた事件と変わらないものになる。必要なことは、二つの関連する文書を解釈し、適用して、二通の関連文書に共通のオーバーラップする要素を確認することで、両当事者の共通の合意の詳細な範囲を確定することだ。」²⁹⁾「本

この事件は、スペイン国籍の漁船がカナダ沿岸から約245海里の海域でカナダ政府船舶によって拿捕された事件である。両国とも選択条項受諾宣言国であったので、スペインが一方的に訴状を提出したが、カナダは、同国の受諾宣言に付された留保を根拠に裁判所の管轄権を否定した。「北西大西洋漁業機構規制区域で漁業する船舶に関するカナダがとる保全及び管理措置から生じる紛争」を管轄権受諾から除外するという留保であった。裁判所は、「自然で合理的な」方法で文言を解釈すると、この事件は管轄権に含まれないとする決定を下した。

26) *I.C.J. Reports 1998*, p. 449, para. 30

27) Separate Opinion of Judge Tomka, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 269-277, at p. 273, para. 18

28) *Id.*, p. 274, para. 19

判決で裁判所は、この原則に従うと言っている。しかし、判決は、フォーラムプロロガートゥムに基づく本件と、そうでない事件とを少なくとも裁判所が管轄権を認めた紛争の主題の範囲に関して、事実上、区別している。」³⁰⁾と批判し、逮捕状を管轄権の範囲外とした結論に反対する。小和田判事は、1974年の漁業管轄権事件（イギリス対アイスランド、西ドイツ対アイスランド、以下74年漁業管轄権事件³¹⁾）で示された、訴状提出後に発生した出来事を管轄権の範囲内とするための基準（継続性と関連性）を適用すべきとしている。「判例法が発達してきたのは、時間的管轄制限の文脈ではなく、当事者による裁判所の管轄権受諾の基礎をなす主題の範囲を決定する目的でなされたのである。」と述べ、本件と74年漁業管轄権事件とは状況が同じだとする。「ジブチの訴状提出後に発行された逮捕状に関する2006年の出来事が訴状の主題をなす事項から直接生じているかどうかがこのでの唯一の問題である。」³²⁾

小和田判事は、フランスの受諾状に示された管轄権の限界が時間的管轄の制限ではなく、事項管轄権の制限であることに同意し、その上で、訴状の「4節e号とf号、h号(ii)がジブチの訴状の提出時にすでに生じていた特別な出来事（召喚状の発行）よりもむしろ、提出時に明らかになっていた事実状態（免除の侵害の存在）に明瞭に言及している³³⁾」ことに重きを置

29) Declaration of Judge Owada, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 265–268, at pp. 265–266, para. 4

30) *Id.*, para. 5

31) *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v. Iceland, Federal Republic of Germany v. Iceland), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1974*, pp. 3–35, pp. 175–206. この事件の概要については、波多野・尾崎編著『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻』1996年、国際書院、pp. 68–102。

32) Declaration of Judge Owada, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 265–268, at p. 267, para. 7

33) *Id.*, p. 268, para. 11

いている。過去の事件で裁判所が確立した判例法は、時間的制限ではなく、実質的制限という文脈で本件にとって重要なものだとする。

(b) スコトニコフ判事の宣言

スコトニコフ判事も、フランスの受諾状が訴状提出後に生じた訴状の主題をなす問題から直接生じる発展を除外しているとみることに反対している。受諾状を平明に読めば、応訴国は、訴状に枠づけられた事件の範囲内の新しい発展を裁判所の管轄権から除外していないとする。スコトニコフ判事の考えでは、フランスは進行中の紛争を「凍結」していない³⁴⁾。

よって、スコトニコフ判事は訴状提出後の出来事でも紛争の一部をなす展開に関して裁判所は管轄権を有すると決定すべきであった³⁵⁾と主張し、「判例法がなぜ本件で適用されないのか、あるいはフォーラムプロロゲートゥム事件一般に適用されないのか理解できない。」³⁶⁾と述べている。

(c) ユスフアドホック判事の個別意見

ユスフ判事は、以下のように主張している。

「裁判所は裁判所規則38条5項に規定されているフォーラムプロロゲートゥムに基づいて合意が成立する場合には、管轄権の決定は、他の方式で管轄権への合意が表明される場合に用いられるべき基準とはまったく異なる基準が適用されるべきだと言っているように思われる。しかし私の考えでは、規則38条5項にしたがって合意が得られたという事実は、訴状提出後の行為や出来事に関する時的管轄権を確定する際に決定的なものだと裁判所が過去にみなしてきた基準の有意性に影響するものではないと考え

34) Declaration of Judge Skotnikov, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 284–287, at p. 284, paras.3–4

「訴状に枠づけられた事件の範囲内での新しい発展」(new developments within the case as it was framed in the Application) という表現は、スコトニコフ判事が管轄権の範囲と裁判の（訴の）範囲とを区別していないことがわかる。

35) *Id.*, p. 285, para. 7

36) *Id.*, para. 8

る。」³⁷⁾

「これら（訳注：プレアビヘア寺院事件，ナウル燐鉍地事件および74年漁業管轄権事件）の基準は本件でも適用可能である。疑いもなく，ジブチの上級官僚に発行された逮捕状は訴状の主題である事項から直接に発生している行為である。」³⁸⁾

ユスフ判事は，フォーラムプロロガートゥムの場合でも他の形の合意付託の場合でも，訴状提出後の出来事を同じ基準で扱ってよいと主張するが，その論拠は定かでない。関連性の基準を実際に適用できるとの主張を繰り返すのみで，なぜその基準を適用すれば訴状提出後の出来事にも管轄権を拡張できるのかという基本的な問題が存在することにさえ気がついていないようである。

(3) ギョーム判事 —多数派の本音？

ギョーム判事は，「裁判所は，当事者が提出した請求について判決主文で決定しなければならないことになるが，この請求に照らして裁判所の管轄権は決定される。それゆえ本件の場合，ジブチが提出した請求が何であるか，そして，フランスがそれらの請求について裁判所が裁判することにどの範囲で合意したのかを確定することが必要である。」³⁹⁾と述べた上で，「フランスは，二つの条件の下で裁判所の管轄権に合意している。(1) 訴状の主題をなす紛争に，(2) 訴状に定式化された請求の厳密な範囲内で，の2条件である。したがってフランスは，訴状に定式化されていない請求について裁判する管轄権に合意していない。」⁴⁰⁾それゆえ裁判所は，訴状提出後の逮捕状と召喚状を扱う管轄権を有していないと結論する。

37) Separate Opinion of Judge Ad hoc Yusuf, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 293–309, at p. 294, para. 5

38) *Id.*, para. 7

39) Declaration of Judge Ad hoc Guillaume, *I.C.J. Reports 2008*, pp. 288–292, at pp. 288–289, para. 4

40) *Id.*, pp. 289–291, para. 10–11

このように管轄権の範囲を定める論理についてはほぼ判決と同じであるが、二通目の召喚状に関しては判決の論理を認めていない。2005年にフランスで適用された手続と2007年の手続は異なり、もはやクレメント捜査判事の手を離れ、控訴院の所長またはその代理人による尋問となることや、2年の間に捜査は進展しているため、証人尋問の内容自体2005年とは異なる内容となるであろうこと。以上を理由に二通目の召喚状に関するジブチの請求は新しい請求であって、裁判所の管轄権外であるとしている⁴¹⁾。

ギョーム判事は、基本的に判決と同じ考えに立ちながら、判決には出てこない本音の部分若干漏らしている。

「訴状の主題は、提訴国によって示されたさまざまな請求の中にある。これらの請求の決定に関する当事国間の紛争が存在する。通常は、請求、訴状の主題、そして紛争の主題は、ひとつのものであり、同じものだ。」⁴²⁾「本件では問題は下記の2点の間の相違から生じている。

(a) 訴状の2節に記された訴状の主題。

(b) 争われている召喚状に関する請求、これは確定された訴状の主題に含まれていない。

このような提示は遺憾である。」⁴³⁾

「しかし、フランスは裁判所の管轄権に合意を示す際に、これらの欠点に注意を引きはしなかったし、訴状2節に示された紛争の主題に含まれる請求に関してのみその管轄権に同意すると明記もしなかった。」⁴⁴⁾

「このような状況の下で、裁判所は、非常に混乱した訴状といささか回りくどい管轄権への合意に直面した。裁判所は、いずれかの欠陥に焦点を合わせることが可能だった。前者を通常の訴状として扱うと決定し、フランスがジブチの訴状に定式化されたすべての請求に関して管轄権を与えた

41) *Id.*, pp. 290–291, para. 12

42) *Id.*, at p. 291, para. 14

43) *Id.*, at p. 291, para. 15

44) *Id.*, at p. 291, para. 16

と結論した。この決定は法的に理解しうるものであるが、私には、悪い先例を作ったように思える。実際、(時には意図的に)まったく厳密さを欠いた訴状の提出を奨励し、規則38条5項の使用を抑制するようなものである。私は、より包括的な紛争の解決をもたらすために、フランス—ジブチ関係の利益のために判決を支持したが、ここに私の遺憾の意と懸念を記録にとどめておきたい。」⁴⁵⁾

4 判例法

以上のように、個別意見や宣言などでICJの判例法がいくたびも言及されており、フォーラムプロロガートゥムでない付託方式による場合の判例法を適用してよいかどうかについて意見が分かれている。とくに訴状提出後の出来事に関する判例法の適用についての対立は大きい。

ここでは、訴状提出後の出来事から生じる問題を管轄権の範囲内とした事例として74年漁業管轄権事件を、範囲外とした事例としてナウル燐鉍地事件を取り上げ、それぞれにおいて訴状提出後の付加的な申立がいかなる理由でどのように扱われているのかを確認しておこう。なお、二件ともフォーラムプロロガートゥムによる付託ではない。前者は当事国間の条約の裁判条項によるものであり、後者は選択条項受諾宣言国同士の事件である。

(1) 74年漁業管轄権事件(イギリス対アイスランド、西ドイツ対アイスランド)⁴⁶⁾

1958年6月、アイスランドが漁業管轄権を拡大するため、基線から12海里の水域を自国民に留保し、また、新しく漁業水域を設定して外国漁船の操業を禁じる法令を制定した。西ドイツとイギリスは、それぞれアイスランドと交渉し、その結果、1961年にアイスランドは、西ドイツとイギリス

45) *Id.*, at pp. 291-292, para. 17

46) 前掲注31) 参照。

のそれぞれと紛争解決のための交換公文を取り交わした。そこにはアイスランドが漁業管轄権を拡大させ、それについて紛争が生じた場合にはいずれか一方の当事者の要求により、ICJに付託することが定められていた。

1971年にアイスランドは、漁業管轄権を50海里まで拡大するとともに、西ドイツとイギリスとの漁業管轄権に関する協定を終了させると発表した。西ドイツとイギリスは、アイスランドが一方的に漁業管轄権を拡大させられないこと、及び、交換公文を一方的に廃棄または終了できないことを主張した。1972年6月9日、西ドイツはICJ書記局に訴状を提出した。アイスランドは、ICJに書簡を送り、管轄権の存在を否定し、その後も出廷しなかった。

西ドイツのメモリアルの第四申立に訴状提出後の出来事に関する申立がある。アイスランドの沿岸警備隊の艦艇が武力による威嚇または武力の行使によって西ドイツの漁船およびその漁業活動に対して妨害行為を行った件に関する損害賠償の申立である。訴状提出後の出来事であるためICJの管轄権外にあるとの考えをICJは拒否し、「そこで提起された問題は、当事国間の争いの一部であり、アイスランドの漁業管轄権の拡大に関する紛争を構成している。申立は訴状提出後の事実に基づくものであるが、訴状の主題をなす問題から直接生じている。1961年7月19日の交換公文の裁判条項に定義された裁判所の管轄権の範囲内に入るものである。」⁴⁷⁾と述べ、当該問題を審理する管轄権の存在を確認した。

このようにして、訴状提出後の出来事がICJの管轄権内に入るかどうかについて、ICJは、①その出来事が当事国間の紛争の一部を構成するか、②訴状の主題をなす問題から直接生じた問題か、という2点を基準にして決定している。

(2) ナウル燐鉱地事件⁴⁸⁾

47) 前掲注31)。I.C.J. Reports 1974, p. 203, para. 72

48) この事件の概要については、前掲注31)『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻』pp. 406-420。

ナウルは、赤道直下に位置する太平洋の小さな島国であるが、海鳥の糞と珊瑚のカルシウムにより自然界で作り出されるリン酸カルシウム（グアノ）が豊富に存在していた。1888年にドイツの保護領とされ、1907年にはリン資源の採掘が開始された。1914年にオーストラリアが占領し、その後、国際連盟の委任統治制度の下に置かれ、第二次世界大戦後には信託統治領となった。1968年、ナウル共和国として独立を達成。旧共同施政権者であるイギリス、オーストラリア、ニュージーランドの三国に対して独立前に三国が採掘したリン鉱地に関してその回復を要求した。三国はこの要求を拒絶。1989年にナウルは、主たる施政権者であったオーストラリアに対して賠償義務の確認を求めてICJに提訴した。両国とも選択条項の受諾宣言をしている⁴⁹⁾。

本稿の主題との関連では、「イギリス燐酸肥料委員会の海外資産」に関するナウルの申立が重要である。この申立はナウルの訴状には示されていないもので、ナウルがメモリアルの最後に追加したため、新規の申立であるとしてオーストラリアが抗弁を提出した。ICJは、この申立が形式的には新しい請求であることを認めつつも、国際的性格を持つ裁判所では国内法ほど形式が決定的ではないことを理由に、実質的にも新しい請求であるかどうかを検討している⁵⁰⁾。

ICJは、「裁判所の見解では、イギリス燐酸肥料委員会の海外資産に関する請求が実質の問題として最初の請求に含まれていたと主張するには、両者の間に一般の性質を有する結びつきがあるべきだと言うだけでは十分ではない。付加的な請求は訴状の中に潜在的に含まれていなければならない (*Temple of Preah Vihear, Merits, I.C.J. Reports 1962*, p. 36)、あるいは、『訴状の主題である問題から直接に生じてくるものでなければならない (*Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland), Merits, I.C.J. Reports*

49) *Certain Phosphate Lands in Nauru (Nauru v. Australia), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1992*, pp. 240-269

50) *Id.*, pp. 265-266, para. 65

1974, p. 203, para. 72)。」これらの基準は本件では満たされていないと裁判所は考える。」⁵¹⁾「裁判所規程40条1項は『紛争の主題』を訴状中に示さねばならないと規定し、裁判所規則38条2項は『請求の詳細な性質』を訴状中に明記することを要求している。これらの規定は、法的安全性と健全な司法行政の観点から本質的なものであるので***。」⁵²⁾「上記に照らして、裁判所は、イギリス燐酸肥料委員会の海外資産に関するナウルの請求が形式的にも実質的にも新しい請求を構成し、もし裁判所がその請求を受け入れるなら裁判所に最初に提出された紛争の主題を変質させてしまうことになるので、受理できない。」と結論した⁵³⁾。

論点となったのは、訴状提出以前から存在していた事実に関する問題であるが、この場合にも、訴状提出後に付加された申立が訴状に示された紛争の主題を変質させてしまう場合には管轄権の範囲外であることが確認されている。

ICJは、オーストラリアの上記の抗弁は認めたが、それ以外の先決的抗弁をすべて否定し、両国の選択条項受諾宣言に基づいて管轄権を有すると決定した。しかし、本案の審理が始まる前にナウルとオーストラリアとの間で合意がまとまり、両国は訴えの取り下げをICJに求め、本件は総件名簿から削除された。

5 判決の論理

裁判官達の間には、応訴状に対するICJの解釈態度を厳格にすべきか、その裁量を大きく認めるかという対立が存在する。ギョーム判事の言うように、提訴状にも応訴状にも相応の問題があり、応訴する際に明瞭に同意の範囲を確定していれば、この問題は生じていなかったであろう。ICJが

51) *Id.*, p. 266, para. 67

52) *Id.*, pp. 266-267, para. 69

53) *Id.*, p. 267, para. 70

裁量を行使せざるを得ない状況を作り出したのは、両当事国の責任とも言える。本稿ではもう一点の論点に絞る。

訴状提出後の出来事が管轄権内に入るかどうかが裁判官達の意見を二分した。判決は、訴状提出後の出来事はフランスの受諾状の範囲外として、逮捕状の問題は管轄権に入らないとするも、二通目の召喚状に関しては一通目と同一のものであることを理由に管轄権内に入るとした。召喚状に関する論理にはやや歯切れの悪さがあり、意見の不一致を生むのはやむを得ない側面があろう。但し、本件においては原則として訴状提出後の出来事は管轄権に入らないとする態度を貫徹しているとみるべきである。これに対し、個別意見や宣言でこの点を批判した裁判官達は、過去のICJの判決から生じる判例法を重視すべきとした。たしかに、過去の判例は訴状提出後の出来事についても一律に否定するのではなく、継続性や関連性といった基準を設けて請求の性質を大きく変えるものでない限りはこれを受け入れてきた。

判決は、なぜ判例法に示されている基準の適用を否定したのであろうか。判決は言う。

「管轄権がフォーラムプロロガトゥムに基づくものであるとき、応訴国によって確定された合意の範囲に関しては大きな尊重をなさねばならない。ジブチの二人の上級官僚に対する逮捕状は、訴状が提出された日の後に発行されたものであり、訴状には全く言及されていない⁵⁴⁾。」

訴状に言及されていない点は、他の事件でも同様であった。訴状に言及されていないと言うだけでは、決定的な要因とはならない。しかし、ICJは続けて言う。

「裁判所が訴状提出後の事実や出来事に対する管轄権を検討する際に裁判所は、これらの事実や出来事がすでに裁判所の管轄権内にある事実や出来事に関連するものであるかどうかを、また、これらの事後の事実や出来

54) *I.C.J. Reports 2008*, p. 211, para. 87

事に関する検討が『紛争の性質』を変質させるものであるかどうかを、判断する必要があると強調してきた。』⁵⁵⁾として74年漁業管轄権事件、ラグラン事件、ナウル燐鉍地事件、2000年の逮捕状事件を列記している。

「これらの事件のいずれも、裁判所の管轄権がフォーラムプロロガートゥムに基礎づけられているものではない。本件では、フォーラムプロロガートゥムに基礎づけられており、裁判所は、これらの事後の要素が『訴状の宣言された主題を越える』かどうかを重要ではないと考える。』⁵⁶⁾

上記の「紛争の性質を変質させるもの」と「訴状の宣言された主題を越える」ものとは、同一の基準ではなく、異なったレベルの問題を扱う基準であろうが、ここではほぼ同一のものとして裁判所は扱っているようだ。フォーラムプロロガートゥムの場合には、訴状提出後の出来事が紛争の性質を変質させないものであろうと、訴状の主題を越えないものであろうと、訴状提出後の出来事であることに変わりはないと判決は考えている。

「ジブチの上級官僚に発行された逮捕状に関する限りでは、裁判所の見解では疑いもなく、これらの逮捕状に関する請求に対する管轄権の問題が『継続性』と『関連性』に関する判例法への依拠によって答えられるべきものではない。』⁵⁷⁾

紛争の性質を変質させないものであろうと、訴状の主題を越えないものであろうと変わりはないのであるから、その結果、判断基準である「継続性と関連性」は適用する必要がないとICJは考えているのであろう。

ではなぜ、フォーラムプロロガートゥムの場合には、訴状提出後の出来事はいかなる基準をクリアしようとも、提出後である以上、管轄権に入らないのか。

裁判官達の中には、フォーラムプロロガートゥムの場合も、選択条項受諾宣言の場合と変わらないと考える者もいれば、フォーラムプロロガートゥム

55) *Id.*, pp. 211-212, para. 87

56) *Id.*, p. 212, para. 88

57) *Id.*

トゥムの場合だからといって特別視する必要はないと考えているように見られる者もある。だが、判決は、フォーラムプロロガートゥムであるから、提出後の出来事は管轄権に入らないとする。その理由が「訴状に言及されていないから」なのである。

個別意見の裁判官は、「訴状に言及されていないから」という理由付けを「最初の申立にないから」と同一視しているのではなかろうか。選択条項受諾宣言をしている場合や、何らかの条約の裁判条項を用いている場合には、訴状中に最初の申立を述べているため、後から付加された申立が手続中の申立修正の規則に抵触し、修正を拒否される場合がある。その基準が「継続性と関連性」なのであり、この状況の文脈で理解してしまうと、「訴状に言及されていないから」と「最初の申立にないから」の違いがわからなくなってしまう。

本件で「訴状にないから」とは、応訴国の受諾状の範囲外であることの意味である。応訴国は訴状の範囲内で受諾するのであり、訴状にないことまでも無条件に受諾するのではない。訴状にないことは、受諾状の範囲にもない。

「管轄権がフォーラムプロロガートゥムに基づくものであるとき、応訴国によって確定された合意の範囲に関しては大きな尊重をなさねばならない。」とICJが強調するのは、応訴状の提出によって初めて管轄権が成立するからである。選択条項受諾宣言の場合や条約中の裁判条項に依拠する場合には、管轄権の詳細な範囲の確定にまでは至らないが、大きな枠として管轄権が存在する。もちろん、留保の解釈やその他の抗弁によって管轄権が後から否定されることもあるが、管轄権の存在はまったくのゼロではない。フォーラムプロロガートゥムの場合には、応訴状が提出されるまではまったくのゼロであり、応訴状の提出で管轄権が初めて生じる。よって、フォーラムプロロガートゥムの場合の受諾状の文言の解釈には、選択条項受諾宣言に付されている留保の解釈よりも厳しい解釈基準が採用される⁵⁸⁾。ICJは、選択条項や裁判条項による一方的付託の場合と、フォーラ

ムプロロガートゥムの場合とを厳しく峻別しているのである。

6 ICJ訴訟法における用語法

「訴状提出後の出来事で紛争の性質を変質させるものは管轄権内に入らない」と表現される場合の「管轄権」は、「当該事件に関する管轄権」を意味するものであり、新たに訴状を提出する場合については考慮されていない。提訴国は一般にそのような行動はとらないが、可能性としてはあり得る。このような新たに訴状を提出し、現在進行中の訴訟とは別に訴訟を起こした場合には、ICJは管轄権に関する審査を最初から実施し、新規の訴状による裁判管轄権の成立を確認することとなる。管轄権が確認された場合には、裁判所規則47条によりICJは事件の併合を行うことができるし、併合しないまま手続のみ同時に進行することもできる。

管轄権は、ICJへの付託時に発生するのではなく、特別協定にせよ、既存の条約の裁判条項による場合にせよ、合意が成立した時点で管轄権が生じており、事件が付託された際にICJはその存在と範囲を確認するだけであり、一方的付託やICJの認定によって初めて管轄権が発生するわけではない。特別協定や裁判条項による場合には、すでに管轄権は存在しており、訴状によって提起された事件ごとに管轄権は確認される。それは「当該事件に関する管轄権」なのである。先行して成立している管轄権の範囲内に、訴状によって提起された事件が含まれているかの確認をすることにより、大きな管轄権の枠内に当該事件の管轄権が含まれているかどうかを確定す

58) 選択条項受諾に付された留保の有効性が問題となる場合、受諾宣言自体が無効とならないように解釈するのが原則である。自己判断留保に関しては宣言自体を無効とするとの意見もあるが、他の留保の解釈に関しては有効性の基準が採用される。特定の留保を付するという意思よりも選択条項を受諾するという意思の方が主だからである。杉原高嶺『国際司法裁判制度』1996年、有斐閣、166頁。

る。「管轄権」の概念には、この二つの異なる概念が存在している。

「訴状提出後の出来事で紛争の性質を変質させるものは管轄権内に入らない」とは、現在進行中の裁判では扱えないという意味である。新規に訴状が提出された場合は別であって、あくまでも目の前の裁判管轄権に関する命題である。

この両者をどちらも「管轄権」という単語で処理しようとするところに問題があると思われる。とくに管轄権の範囲が問題となっている際には、著しい混乱を惹起しやすくなる。刑事司法共助事件で生じた混乱の遠因は、「管轄権」という語句が示す範囲の広さにあるのではなかろうか。管轄権の基礎は、「合意無くして管轄無し」という実体法上の原則によって規律され、管轄権の範囲は合意の範囲によって決定される。次いで裁判手続において、当事国が提起した訴の範囲（当該事件の管轄権の範囲）が訴訟法によって詳細に決定されるが、これも「管轄権の範囲」として語られる。この両者の弁別が必要と思われる。

しかし、ICJの訴訟法は未熟な段階にとどまり、「管轄権に対する同意の範囲」と「訴の範囲」とが用語上、区別されていない。このために司法共助事件で裁判官達の間には大きな不一致が生じたのであろう。紛争が生じてから締結された付託合意（特別協定）では、付託する範囲について十分な交渉を経てから合意を締結するため、「管轄権に対する同意の範囲」と「訴の範囲」とが同一のものとなる。他方、紛争発生前からICJへの付託について同意を与えている場合（選択条項受諾や既存の条約中の裁判管轄条項）には、「同意の範囲」と「訴の範囲」とが異なる。一方的付託の文言によって、「訴の範囲」が限定されてくるが、当然「同意の範囲」内でのみ効力を有する。「同意の範囲」が大きな円で表現できるとすれば、「訴の範囲」はその中の小円となる。小円は大円からはみ出すことができない。

後に申立が修正される場合には、「同意の範囲」は絶対であり、修正が同意から逸脱することは決して認められない。「訴の範囲」については、当該修正が対象となっている紛争から直接生じているものであって、かつ

変質させるものでなければ、訴訟法上、許される。

「管轄権に対する同意の範囲」と「訴の範囲」の違いは、理解しにくいかもしれない。国際裁判では同一のものだとの反論を受けるかもしれない。ややくどくなるが、この両者の差異をできるだけ丁寧に説明してみたい。

「訴の範囲」の決定は、裁判の対象の確定でもある。

事件ごとに当事国間で特別協定を締結してICJに付託する場合には、管轄権への同意の範囲と訴の範囲（裁判の対象）とが同一の文言で示されるので、問題が生じることは少ない。時に、文言の曖昧さから当事国間の合意内容の正確な決定をICJが行わなければならないこともあるが、一般的には問題は少ない。事前に当事国間で裁判の対象をできるだけ詳細に確定してあるので、管轄権の範囲は当初から限定的である。

これに対し、事前に大枠で管轄権に同意している場合（既存の条約中の裁判条項や選択条項受諾宣言に基づく一方的付託の場合）には、管轄権の基礎となる（裁判条項や受諾宣言の）文言の解釈から管轄権の大枠が確認され、一方的付託による請求事項（申立）がその範囲に入るかの確認が行われる。このとき、先行する管轄権の大枠はかなり大きなものであることが多い。選択条項では、裁判所規程36条2項に示された四つのカテゴリー（ほぼすべての国際法上の紛争が含まれる）であり、裁判条項の場合には当該条約の適用及び解釈等のような大きな範囲であることが多い。「大きな」というのは、当該事件に限定されていないという意味で「大きい」。

フォーラムプロロガートゥムの場合には、特別協定の場合と同様に、管轄権への同意の範囲と訴の範囲とが同時に示される。「同時」というのは、誤解を招くかもしれないが、提訴国の訴状にある紛争の範囲について応訴国が同意した時点で、管轄権への同意の範囲と訴の範囲とが同時に確定される。提訴状と受諾状との間には時間的ギャップがあるが、同意の範囲と訴の範囲とが確定される時点は同一（受諾状提出時点）である。特別協定と違うのは、一通の文書でなく、二通の文書により合意が示されるので、ICJは、両文書に共通の範囲（オーバーラップする範囲）を確定する必要がある。

ある。特別協定において文言の曖昧さのためにICJが決定しなければならない場合があると同様、ICJが当事国の合意の内容を確定しなければならない。このような手間取る作業は必要であるが、両当事国間の事件ごとの合意によって付託される点では特別協定と同じであるため、当初から合意の範囲がきわめて限定的になる。

申立の修正（訴の範囲の拡大）が認められるのは合意の範囲の枠内に限られるので、特別協定やフォーラムプロロガートゥムの場合には、ほとんど可能性がないのである。

(桐蔭横浜大学法学部教授)